

「みんなの居場所」スタートアップ事業 実施要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内で居場所づくりを始めたい個人や団体の活動や運営を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 「みんなの居場所」が、身近な地域で人々が集まることができる場としてさまざまな形態の居場所として広がることを目指すとともに、こうした地域の居場所の活動が安定的に継続することを目的として支援を行うものとする。

(県社協が行う支援内容)

第2条 県社協は、次の事項について実施するものである。

(1)居場所の開設と継続した運営のための資金助成

居場所づくりを始めたい人の活動や運営費用として、3年間まで毎年度5万円を助成する。

(2)居場所づくりに必要な情報の提供と相談支援

活動に役立つさまざまな情報を提供し、必要に応じて関係機関との調整を行う。

(3)他の居場所活動者との情報交換やつなぎ

居場所づくりを行う他の活動者とのつなぎや情報交換の場を設定する。

(4)ホームページ等を活用した居場所の情報の発信

ホームページ等を活用した、開設する居場所の情報を発信する。

(5)その他、必要な活動

その他、必要と考えられる支援を行う。

(支援の対象となる個人・団体)

第3条 県社協が行う前条の支援は、次に掲げる全ての要件を具備する個人又は団体に対して行うものである。

(1)青森県内で制度ではない居場所の活動を3年以内に行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体であること

(2)活動が営利を目的とせず、利用料が無料又は低額であること

(3)食を通じた活動を目指していること

(4)年6回以上の定期的な開催を目指していること

(5)利用する人が集まる場が確保されていること

(6)助成金の収支報告ができ、領収書等を県社協に提出できること

(7)県社協が指定する当該事業についての打合せや会議等に参加できること

(8)みんなの居場所づくり支援のための登録要領に基づき、みんなの居場所に登録する意思があること

(9)県社協が実施するみんなの居場所に関する研修会等に年1回以上参加できること

(10)活動にあたり関係法令等を遵守し、特に次の事項については、県社協等が実施する研修会に参加するなどして、対策を講じること。

①安全な食品等の取扱い

②個人情報の取扱い

(11) 次の内容を確約できること

- ①活動の中で政治活動や宗教活動、勧誘活動を行わないこと
- ②活動の中で人種や性別などの特性や国籍などの所属により不当に人を差別したり、差別を助長しないこと
- ③自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ④自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- ⑤反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
- ⑥自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
 - イ)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ⑦その他法令、公序良俗等に違反する団体や個人ではないこと
- ⑧その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと

(申請・報告等)

第4条 前条の全ての要件を具備し、第2条の支援を受けようとする個人・団体は、様式1「みんなの居場所スタートアップ事業申請書」に必要事項を記載し、県社協に申請するものとする。

2 県社協は、前条に規定する条件を具備していることを確認し、当該個人・団体に対し支援の可否を通知するものとするものとする。

3 前項で県社協が支援することを決定した個人・団体（以下、「助成先団体」という。）は、様式2「みんなの居場所スタートアップ事業助成金請求書」に必要事項を記載し、県社協に提出するものとし、県社協は当該個人・団体に助成金を速やかに振込するものとする。

4 助成先団体は、助成金を受け取った年度の終了後1ヶ月以内に、様式3「みんなの居場所スタートアップ事業実施報告書」を県社協に提出するものとする。

5 助成先団体は、活動を行うにあたって活動場所や出版物に別紙1のシンボルマークを掲示するものとし、前項の様式3「みんなの居場所スタートアップ事業実施報告書」とともに、県社協に提出するものとする。

6 前項の報告書による助成金の精算の結果、支出額が助成金額に満たない場合は、その差額が1千円に満たない場合を除き、県社協に返還するものとする。

7 助成先団体が、連絡先や内容を変更したい場合や支援の取消を希望する場合は、書面でその旨を県社協に通知するものとする。

8 県社協は、助成先団体が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、支援を取り消しすることができる。

- (1)様式1の申請書に記載の連絡先に2ヶ月以上連絡がつかない場合
- (2)活動内容が第3条に規定する要件に該当しないことが確認された場合
- (3)不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
- (4)その他前各号に準ずる場合

(助成先団体)

第5条 助成先団体は、県社協が行う第2条の支援により、助成終了後に自立した運営ができることを目指すものである。

2 助成先団体は、県社協による訪問調査、報告会等での報告など、本事業の実施等に協力するものである。

3 助成先団体は、最初に助成を受けた年度の翌年度内に、次の書類を整備し、県社協に提出するよう努めるものとする。

(1) 会則又は規約

(2) 事業報告書

(3) 決算書

(4) 役員名簿

4 助成先団体は、最初に助成を受けた年度の翌々年度内に、前項の書類に加え、次の書類を整備し、県社協に提出するよう努めるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) ニュースレター等寄付者への報告用媒体

(助成対象経費)

第6条 第2条第1項第1号で規定する助成金の対象経費は、次に掲げる内容とする。

(1) 報償費（スタッフ等への謝礼など）

(2) 旅費（スタッフ等への旅費など）

(3) 印刷製本費（チラシ等の作成・印刷代など）

(4) 通信運搬費（送料、郵便料金など）

(5) 賃借料（会場使用料、器具等使用料など）

(6) 食材費（食材の購入費用など）

(7) 消耗品費（調理用品等消耗品、事務用品、感染症対策用品など）

(8) 保険料（ボランティア行事用保険等）

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 施行日以前に助成先団体となった者については、第3条第1項の規定は適用しない。



様式 1 「みんなの居場所スタートアップ事業申請書」

1. 申請者概要

(1) 申請者名 (団体名がある場合はご記入ください)		
(2) 代表者名	ふりがな 氏 名	
(3) 連絡先 住所等	〒	TEL:
		FAX:
		E-mail:
(4) 担当者名	ふりがな 氏 名	
(5) 現在の 活動内容		

2. 今後の予定

(1) 居場所の 内容・特徴		
(2) 居場所の 対象者(人数)		
(3) 居場所の 開催場所(住所)		
(4) 居場所の 開催頻度		
(5) 利用料金		
(6) 活動開始日 又は 開始予定日	西暦 年 月 日 開始・予定(どちらかに○)	
(7) 助成金の 使途(予定) ※年間5万円		

年 月 日

活動主体(代表者等氏名)

印

様式2

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 様

所在地

団体名

代表者名

印

みんなの居場所スタートアップ事業助成金請求書

一金 50,000 円也

ただし、●●年度みんなの居場所スタートアップ事業助成金（●年目）として、上記のとおり請求します。

【振込先】

金融機関名	
支店名	
(ふりがな)	
口座名義	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

印

みんなの居場所スタートアップ事業実施報告書

(1)居場所の 内容	【居場所の名称 】
(2)居場所の 対象者（人数）	
(3)居場所の 開催場所	
(4)居場所の 開催頻度	
(5)助成金の 使途 ※全ての領収書 を添付のこと	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

「みんなの居場所」活動全体の収支（●●年度）

【居場所の名称 】

収入の部

経費科目	金額（円）	摘要
助成金		
合 計		

支出の部

経費科目	金額（円）	摘要
合 計		